

改 定 前	改 定 後
<p>第1章 生物多様性とは</p> <p>（3）生物多様性の保全に対する社会的流れ</p> <p>④ 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）</p> <p>2010（平成22）年10月には愛知県名古屋市において「生物多様性条約第10回締約国会議」（以下、「COP10」という。）が開かれました。COP10では、2050（平成62）年までの中長期目標として「生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し全ての人に必要な利益を提供しつつ、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用される」ことと、2020（平成32）年までの短期目標として20の個別目標が合意され、「愛知目標」として採択されました。</p> <p>このようなCOP10の成果を踏まえ、愛知目標の達成に貢献するため、国連システム全体で生物多様性の保全などに向けた取組を進めることを目的として、2011（平成23）年から2020（平成32）年までの10年間で「国連生物多様性の10年」と国連総会で採択されました。</p> <p>（追加）</p>	<p>第1章 生物多様性とは</p> <p>（3）生物多様性の保全に対する社会的流れ</p> <p>④ 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）</p> <p>2010（平成22）年10月には愛知県名古屋市において「生物多様性条約第10回締約国会議」（以下、「COP10」という。）が開かれました。COP10では、2050（令和32）年までの中長期目標と （削除）</p> <p>、2020（令和2）年までの短期目標として20の個別目標が合意され、「愛知目標」として採択されました。 （削除）</p> <p>⑤ 生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）</p> <p>2022（令和4）年12月に開催された「生物多様性条約第15回締約国会議」（以下、「COP15」）において、愛知目標に代わる新たな国際目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2050（令和32）年までの中長期目標と（削除）、2030（令和12）年までの短期目標及び</p>

改 定 前	改 定 後
<div data-bbox="224 411 376 529" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="383 411 680 523" data-label="Section-Header"> <h2>生物多様性 自治体ネットワーク</h2> </div> <p data-bbox="159 547 1093 624">稲沢市は、愛知目標達成を目指し設立された「国連生物多様性の10年日本委員会」の構成員である生物多様性自治体ネットワークの参画団体です。</p> <p data-bbox="159 687 286 719">基礎知識</p> <p data-bbox="159 735 1019 818">戦略計画 2011-2020 のビジョンとミッション及び個別目標 『愛知目標』</p> <p data-bbox="159 879 1093 1058">戦略計画 2011-2020 は、2050（平成 62）年までに「自然と共生する」世界を実現するビジョン（中長期目標）をもって、2020（平成 32）年までにミッション（短期目標）及び 20 の個別目標の達成を目指すものです。</p> <p data-bbox="159 1118 591 1153">戦略計画 2011-2020</p> <p data-bbox="172 1217 266 1249">（追加）</p>	<p data-bbox="1111 304 1561 336">23 の個別目標が定められました。</p> <div data-bbox="1178 399 1303 529" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1303 411 1585 523" data-label="Section-Header"> <h2>生物多様性 自治体ネットワーク</h2> </div> <p data-bbox="1111 547 2089 624">稲沢市は、「2030 生物多様性枠組実現日本会議」と協働する生物多様性自治体ネットワークの参画団体です。</p> <p data-bbox="1111 687 1238 719">基礎知識</p> <p data-bbox="1111 735 2040 818">昆明・モントリオール生物多様性枠組のビジョンとミッション及び 行動目標</p> <p data-bbox="1111 879 2089 1058">昆明・モントリオール生物多様性枠組は、2050（令和 32）年までに「自然と共生する」世界を実現するビジョン（中長期目標）をもって、2030（令和 12）年までにミッション（短期目標）及び 23 の個別目標の達成を目指すものです。</p> <p data-bbox="1151 1118 1249 1153">（削除）</p> <p data-bbox="1111 1217 1361 1249">2050年ゴール</p> <p data-bbox="1111 1265 2089 1396">A・生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加 ・人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数</p>

改 定 前	改 定 後
<p>ミッション（短期目標【2020年】） <u>2020年までに、回復力があり、また必要なサービスを引き続き提供できる生態系を確保するため、生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施する。</u></p> <p><u>20の個別目標（愛知目標）</u> 目標 1 <u>人々が生物多様性の価値と行動を認識する</u> 目標 2 <u>生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる</u> 目標 3 <u>生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される</u> 目標 4 <u>すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実</u></p>	<p>の増加 ・ 遺伝的多様性の維持、適応能力の保護 B <u>生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与が評価・維持・強化</u> C <u>遺伝資源、デジタル配列情報、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献</u> D <u>年間 7,000 億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保</u></p> <p>ミッション（短期目標【2030年】） <u>自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる</u></p> <p><u>2030年ターゲット（23の目標）</u> <u>（1）生物多様性への脅威を減らす</u> 1 <u>すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く</u> 2 <u>劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く</u> 3 <u>陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全</u></p>

改 定 前	改 定 後
<p>施する</p> <p>目標 5 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する</p> <p>目標 6 水産資源が持続的に漁獲される</p> <p>目標 7 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される</p> <p>目標 8 汚染が有害でない水準まで抑えられる</p> <p>目標 9 侵略的外来種*が制御され、根絶される</p> <p>目標10 サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する</p> <p>目標11 陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される</p> <p>目標12 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される</p> <p>目標13 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される</p> <p>目標14 自然の恵みが提供され、回復・保全される</p> <p>目標15 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する</p> <p>目標16 ABS*に関する名古屋議定書が施行、運用される</p> <p>目標17 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する</p> <p>目標18 伝統的知識が尊重され、主流化される</p> <p>目標19 生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される</p> <p>目標20 戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する</p>	<p>4 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化</p> <p>5 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする</p> <p>6 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減</p> <p>7 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減</p> <p>8 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化 (2) 人々のニーズを満たす</p> <p>9 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす</p> <p>10 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献</p> <p>11 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与の回復、維持、強化</p> <p>12 都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス、便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保</p> <p>13 遺伝資源及びデジタル配列情報に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分に関する文書に従った利益配分の大幅な増</p>

改 定 前	改 定 後
	<p><u>加を促進</u></p> <p><u>(3) ツールと解決策</u></p> <p><u>1.4 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保</u></p> <p><u>1.5 生物多様性への負荷を削減し、正の影響を増加するために、事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる</u></p> <p><u>1.6 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減</u></p> <p><u>1.7 バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱い及びその利益配分のための措置を確立</u></p> <p><u>1.8 生物多様性に有害なインセンティブ(補助金等)の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間 5,000 億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大</u></p> <p><u>1.9 あらゆる資金源から年間 2,000 億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は 2025 年までに年間 200 億ドル、2030 年までに年間 300 億ドルまで増加</u></p> <p><u>2.0 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化</u></p> <p><u>2.1 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実</u></p>

改 定 前	改 定 後
<p>第2章 生物多様性いなぎわ戦略の概要</p> <p>(1) 本戦略の位置付け 生物多様性いなぎわ戦略の位置づけ</p> <p><u>戦略計画2011-2020</u> <u>生物多様性国家戦略2012-2020</u></p> <p>(3) 計画の期間 本戦略の計画期間は、「第3次稲沢市環境基本計画」と同様に、2019（<u>平成31</u>）年度から2028（<u>平成40</u>）年度までの10年間とします。計画期間は前期と後期の5か年ごとに区切り、中間年度においては状況に応じて見直しを行います。</p>	<p><u>務家及び一般の人々が利用できるようにする</u></p> <p><u>2.2 先住民及び地域社会、女性及び女兒、こども及び若者、障害者の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保</u></p> <p><u>2.3 女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保</u></p> <p>第2章 生物多様性いなぎわ戦略の概要</p> <p>(1) 本戦略の位置付け 生物多様性いなぎわ戦略の位置づけ</p> <p><u>短期目標 2030</u> <u>生物多様性国家戦略 2023-2030</u></p> <p>(3) 計画の期間 本戦略の計画期間は、「第3次稲沢市環境基本計画」と同様に、2019（<u>令和元</u>）年度から 2028（<u>令和 10</u>）年度までの 10 年間とします。計画期間は前期と後期の 5 か年ごとに区切り、中間年度においては状況に応じて見直しを行います。</p>

改 定 前	改 定 後
<p>第4章 環境目標の達成に向けた取組</p> <p>(2) 身近で豊かな緑づくり及び水辺の創出、ビオトープなどの整備</p> <p>2) ビオトープなどの整備、管理や啓発</p> <p>1887(明治 20)年頃の祖父江地形図 <u>当時ホテルが生息していた箇所に色丸が付けられている。</u></p> <p>第5章 戦略の推進</p> <p>(1) 推進体制</p> <p>①市民、事業者、市の協働体制</p> <p>市民、事業者、市の各主体が、情報や問題意識を共有し、互いに連携を図りながら生物多様性に配慮した取組を実践していく必要があります。そのため、市民、事業者、市の協働体制として、それぞれの代表者から構成される「<u>稲沢市環境審議会</u>」や「<u>いなざわ環境市民会議</u>」を設置します。稲沢市環境審議会では、環境基本計画に関することや環境の保全に関する基本的事項を調査審議しています。<u>いなざわ環境市民会議では、市民、事業者、市の各主体が互いに意見交換を行い、パートナーシップを形成しつつ計画を具体的に推進</u></p>	<p>第4章 環境目標の達成に向けた取組</p> <p>(2) 身近で豊かな緑づくり及び水辺の創出、ビオトープなどの整備</p> <p>2) ビオトープなどの整備、管理や啓発</p> <p>1887(明治 20)年頃の祖父江地形図 <u>当時の地形に、現在のホテルの生息箇所を色丸で表したものを。</u></p> <p>第5章 戦略の推進</p> <p>(1) 推進体制</p> <p>①市民、事業者、市の協働体制</p> <p>市民、事業者、市の各主体が、情報や問題意識を共有し、互いに連携を図りながら生物多様性に配慮した取組を実践していく必要があります。そのため、市民、事業者、市の協働体制として、それぞれの代表者から構成される「<u>稲沢市環境審議会</u>」(削除)を設置します。稲沢市環境審議会では、環境基本計画に関することや環境の保全に関する基本的事項の調査審議(削除)、<u>計画の進行管理を行います。</u></p>

改 定 前	改 定 後
<p><u>するための手法を検討するとともに、各主体の取組状況など</u>計画の進行管理を行います。</p> <p>また、各主体が情報を共有化し、緊密な連携が図られるよう、市は、<u>稲沢市フェイスブック</u>などを活用した情報発信を行うとともに、各種のイベントなどによる啓発活動や環境学習などの充実に努めます。さらに、地域や各種団体などにおいて、生物多様性に関する身近な活動を実践する市民グループ、事業者グループを育成するとともに、グループ間のネットワーク化を図り、協働体制の構築に努めます。</p> <p>(2) 進行管理の方法</p> <p>計画の推進体制・進行管理とPDCAサイクル</p> <p><u>いなざわ環境市民会議</u></p> <p>市民・事業者 ○<u>いなざわ環境市民会議</u>への参画</p> <p>市（庁内） ○<u>いなざわ環境市民会議</u>、市民・事業者の意見などの調整</p>	<p>また、各主体が情報を共有化し、緊密な連携が図られるよう、市は、<u>SNS</u>などを活用した情報発信を行うとともに、各種のイベントなどによる啓発活動や環境学習などの充実に努めます。さらに、地域や各種団体などにおいて、生物多様性に関する身近な活動を実践する市民グループ、事業者グループを育成するとともに、グループ間のネットワーク化を図り、協働体制の構築に努めます。</p> <p>(2) 進行管理の方法</p> <p>計画の推進体制・進行管理とPDCAサイクル</p> <p><u>稲沢市環境審議会</u></p> <p>市民・事業者 ○<u>稲沢市環境審議会</u>への参画</p> <p>市（庁内） ○<u>稲沢市環境審議会</u>、市民・事業者の意見などの調整</p>

改 定 前	改 定 後
<p>報告↓ ↑意見・提言 稲沢市環境審議会</p> <p>参考資料</p> <p>生物多様性国家戦略 2012-2020 農林水産省生物多様性戦略（平成 24年改定） あいち生物多様性戦略 2020</p>	<p>(削除)</p> <p>参考資料</p> <p>生物多様性国家戦略 2023-2030 農林水産省生物多様性戦略（令和 5年改定） あいち生物多様性戦略 2030</p>